

第31回成田市農業委員会総会議事録

令和8年1月14日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和8年1月14日(水)
午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	10番	森川 光江
2番	大竹 卓	11番	矢崎 光二
3番	宮城 敏彦	12番	萩原 孝次
4番	田中 敏雄	13番	小川 美智子
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
6番	京相 稔	16番	泉水 厚子
7番	加藤 茂	17番	藤崎 明
8番	渡邊 義行	18番	坂田 一郎
9番	諏訪 和恵	19番	湯浅 恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)について

議案第5号 あっせんの実施について

議案第6号 特定農地貸付けの承認について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	洪	沢	淳
農地係長	椎	名	俊亮
主査	青	柳	紀生
主任主事	伊	藤	和輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日の出席委員は19名全員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第31回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、12月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、10番 森川 光江委員、11番 矢崎 光二委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形主幹兼振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年1月）について

議案第5号 あっせんの実施について

議案第6号 特定農地貸付けの承認について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で15件の申請がございました。

まず、①売買でございます。14件の申請がございました。

1番、小浮にお住まいの譲受人が、小浮にお住まいの譲渡人が所有する、小浮の畑1筆、343㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、下方にお住まいの譲受人が、花崎町にお住まいの譲渡人が所有する、下方の田5筆、合計1,974㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在、借りて耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を廃業するため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、下方にお住まいの譲受人が、花崎町にお住まいの譲渡人が所有する、下方の田4筆、合計3,356㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在、借りて耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を廃業するため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4番、下方にお住まいの譲受人が、花崎町にお住まいの譲渡人が所有する、下方の田1筆、1,758㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在、借りて耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を廃業するため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、下方にお住まいの譲受人が、花崎町にお住まいの譲渡人が所有する、下方の田5筆、合計3,529㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在、借りて耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を廃業するため」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6番、下方にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、下方の田1筆、1,890㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作が困難なため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

議案集5ページをお開き願います。

7番、下方にお住まいの譲受人が、花崎町にお住まいの譲渡人が所有する、下方の現況、畑6筆、合計150.76㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を廃業するため」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

続きまして、8番及び9番につきましては、同一の譲受人からの申請であり関連がございますので、一括してご説明いたします。

それでは、前林にお住まいの譲受人が、8番御所の内にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、1,461㎡を、9番が、東町にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、384㎡を、売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、いずれも「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料8ページ及び9ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

10番、名古屋にお住まいの譲受人が、名古屋にお住まいの譲渡人が所有する、名古屋の畑1筆、1,269㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「譲渡人の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「自ら耕作することが困難かつ後継者もいないため」というもので、総会資料10ページに案内図がございます。

11番、新妻にお住まいの譲受人が、新妻にお住まいの譲渡人が所有する新妻の畑1筆、204㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「譲渡人の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「転居するため」というもので、総会資料11ページに案内図がございます。

12番、下方にお住まいの譲受人が、花崎町にお住まいの譲渡人が所有する下方の田3筆、合計2,685㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在借りて耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農業経営を廃業するため」というもので、総会資料12ページに案内図がございます。

議案集7ページをお開き願います。

13番、東町にお住まいの譲受人が、川栗にお住まいの譲渡人が所有する川栗の現況、畑1筆、224㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「転居するため」というもので、総会資料13ページに案内図がございます。

14番、船橋市にお住まいの譲受人が、長沼にお住まいの譲渡人が所有する下福田の田5筆、合計4,765㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在借りて耕作している申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため」というもので、総会資料14ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、台方にお住まいの受贈者が、東京都世田谷区にお住まいの贈与者が所有する、下方の田3筆、合計1,234㎡の贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「高齢かつ遠方に住んでいるため」というもので、総会資料15ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、「育苗ハウス」として利用したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする

と規定されており、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田5筆を取得し、「水稲」を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと思われま

す。3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田4筆を取得し、「水稲」を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集

団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと思われま

前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田1筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田5筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田1筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たしていると思われま。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、現況：畑6筆を取得し、「人参・玉ねぎ・とまと・枝豆・ピーマン」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の8番及び9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番及び9番は、畑2筆を取得し、「甘藷」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから売買の8番及び9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。

なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の10番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作

の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、畑1筆を取得し、「じゃがいも」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の10番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の11番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の11番は、畑1筆を取得し、「なす・きゅうり」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の11番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の12番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の12番は、田3筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

以上のことから売買の12番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の13番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の13番は、現況：畑1筆を取得し、「ぶどう」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の13番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の14番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとすると規定されており、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の14番は、田5筆を取得し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の14番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○**小委員長** 去る1月9日、午後1時から、成田市役所6階中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請及び農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願、特定農地貸付けの承認の案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、小浮青年館の東、市道小浮島2号線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○**議長** 坂田小委員長

○**小委員長** 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、下方公民館の北東、市道宗吾下方線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎委員の挙手あり)

○**議長** 藤崎委員

○**藤崎委員** 成年後見人との関係は。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○**議長** 伊藤主任主事

○**伊藤主任主事** 特に親族関係はなく、司法書士が成年後見人になっております。

○**議長** その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番につきましては、申請地は、下方公民館の西、市道宗吾下方線の北側及び南側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の4番につきましては、申請地は、下方公民館の南東、市道宗吾下方線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案につきまして、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。続きまして、①売買の5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、下方

青年館の北西、市道下方酒々井線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、台方青年館の北西、市道宗吾北須賀線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番につきましては、申請地は、下方公民館の北、市道宗吾下方線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案につ

いて、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番及び9番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の8番及び9番につきましては、申請地は、前林第一公民館の北東、市道前林5号線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の8番及び9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長： それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長： 異議なしの声がございましたので、①売買の8番及び9番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番及び9番は可決されました。

続きまして、①売買の10番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の10番につきましては、申請地は、新宿共同利用施設の東、市道新宿薄立線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の10番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

続きまして、①売買の11番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の11番につきましては、申請地は、新妻共同利用施設の北、市道新妻1号線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の11番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の11番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の11番は可決されました。

続きまして、①売買の12番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の12番につきましては、申請地は、下方公民館の西、市道宗吾下方線の西側及び南側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の12番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の12番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の12番は可決されました。

続きまして、①売買の13番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の13番につきましては、申請地は、川栗区民館の東、市道大清水東和田線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の13番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の13番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の13番は可決されました。

続きまして、①売買の14番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の14番につきましては、申請地は、下福田騒音地域集会所の北西、市道松崎下福田線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「遠方からの通作であり、経営面積が少ないが、今回の申請分を追加して大丈夫なのか。所有する農機具など問題ないのか。また、譲受人は以前に新規就農面接を受けたことがあるのか。」との質問があり、事務局からは「議案集45ページの5番にあります、農地法3条で借りていた農地を解約後に、そのまま3条申請による売買を行うものです。記載されている面積は解約した面積を差し引いております。農機具はトラクターなど複数台所有しており、農機具を保管する倉庫も申請地の近くに借りていると聞いております。また、譲受人は令和3年1月の小委員会の際に、新規就農の面接を受けています。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の14番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の14番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の14番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田3筆を受贈し、「水稻」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、下方公民館の北東及び西、市道宗吾下方線の北及び西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「譲受人は申請地に隣接している農地で耕作をしているのか。また、2243番2は隣接している農地と一体になっているのか。」との質問があり、事務局からは「申請地に隣接している農地で耕作はしていないと聞いております。また、2243番2は隣接する農地と一体となっており、今後、譲受人が一体で耕作する予定と聞いております。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集8ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で6件の申請がございました。

①使用貸借権の設定でございます。5件の申請がございましたが、1番から4番につきましては、同一事業者による同一事業の申請のため、一括してご説明いたします。

それでは、1番、香取市にお住まいの貸付人が所有する、前林の田9筆の一部、合計7,580.81㎡を、2番、前林にお住まいの貸付人が所有する、前林の田1筆の一部30.9㎡を、続きまして、議案集9ページをお開き願います。

3番、横浜市泉区の法人が所有する前林の畑3筆の一部、合計1,060.18㎡を、4番、官林にお住まいの貸付人が所有する、官林の畑3筆の一部、337.95㎡を借り受け、東京都足立区の法人が「農地造成及び進入路用地」として、令和11年1月31日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

5番、借受人である成田市長が、貸付人である古込の法人が所有する、駒井野の畑5筆、合計4,229㎡に使用貸借権を設定し、さくらの山利用者のための臨時駐車場用地として、令和8年5月10日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

議案集10ページでございます。

②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃借人である四街道市の法人が、富里市にお住まいの賃貸人が所有する、吉倉の畑1筆、332㎡を借り受け、「資材置場用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わら

させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から4番につきましては、同一事業者による同一事業であり関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①使用貸借権の設定の1番から4番です。

農地の区分は、農用地域内にある農地及び第1種農地に該当します。農用地域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められます。また、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、農地造成用地、及び進入路用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年2月1日着手、令和11年1月31日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、盛土規制法及び市土質条例につきましては、今月中に申請書が提出される見込みです。森林法につきましても、今月中に伐採届を提出する予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われまゝす。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、法面の勾配は、30度の安定勾配で、のり尻は土留めし、土砂の崩落を防止します。雨水は、のり面に側溝を設置し、既存の排水施設へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われまゝす。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められまゝせん。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①使用貸借権の設定の1番から4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から4番につきましては、申請地は、官林公民館の西、市道伊能赤池線を西側に入った農地で、現況は耕

作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「搬入する土砂はどこから排出されるのか。また、高低差があると思われるが、問題はないのか。周囲の水田において絞り水の影響などはないのか。」との質問があり、事務局からは、「主に首都圏の開発に伴い排出される発生土であり、土質検査を行うため、環境への影響はないと思われます。高低差につきましては、法面は三段で、安全勾配での施工になります。絞り水に関しては、場内で集水し、既存施設へ排水するため影響はないと思われます。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案4件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の1番4番を一括して採決いたします。本案4件について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番から4番は可決されました。

続きまして、①使用貸借権の設定の5番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①使用貸借権の設定の5番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、さくらの山臨時駐車場、普通車147台分の用地です。

資力及び信用についてですが、事業計画としましては、舗装、砂利敷、鉄板養生等を行わず、現状のまま簡易な線引きにより区画分けする予定です。信用については、昨年に引き続き、さくらの山において花見などの来場者で混雑が予想される3月から5月にかけて臨時駐車場を設ける計画であり、問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年3月4日着手、令和8年5月10日完了の予定です。

計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30㎡

という面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積はおおむね面積基準であり妥当な計画であると思われます。

周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、現状のまま簡易な線引きにより区分けのみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①使用貸借権の設定の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①使用貸借権の設定の5番につきましては、申請地は、さくらの山の南、市道南三里塚駒井野線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の5番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①使用貸借権の設定の5番は可決されました。

続きまして、②貸借権の設定の1番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年2月5日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、吉倉共同利用施設の東、市道東和田駒井野線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集11ページをお開き願います。

「議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた

転用事実確認証明書を添付し地目変更をすることとなります。

しかしながら、今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地であることから、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事の証明を受けようとするものでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、農地法に基づく農地転用許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであります。したがって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

1番、所にお住まいの申請人が、所の畑1筆、598㎡を、「平成17年以前から宅地の一部として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。

総会資料22ページに案内図、23ページに公図の写しがございます。以上で「議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は、申請地は、旧桜田小学校の東、国道51号を北側に入った農地で、現況は宅地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号の1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)については、

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(小川 委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、13ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、15ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、17ページから23ページをご覧ください。

それでは、議案集15ページをご覧ください。1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。

合計面積は186,545㎡で、田が145筆、38件、畑はありませんでした。

新規及び更新の内訳につきましては、新規設定が、契約面積72,569㎡で、田が62筆、16件でございます。

再設定は、契約面積113,976㎡で、田が83筆、22件でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集24ページから30ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませよう願いたします。

議案集16ページをご覧ください。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は8,211㎡、田5筆3件で、詳細につきましては、議案集31ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)について」の

説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和8年1月)について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(小川 委員 入室)

○議長 それでは、議案第5号、あっせんの実施について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集32ページをお開き願います。

「議案第5号 あっせんの実施について」でございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定により、あっせんの申し出がありましたので、あっせんの実施、相手方候補者の選定、及びあっせん委員の指名についてご審議いただくものでございます。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、長沼にお住まいの申出者より、長沼及び南部の田3筆、合計6,512㎡を売り渡したいとの申し出がございました。総会資料24ページ及び25ページに案内図がございます。

2番、市川市にお住まいの申出者より、長沼の田1筆、977㎡を売り渡したいとの申し出がございました。総会資料26ページに案内図がございます。

これらの申し出は、あっせん基準第8条第1項第1号のア、あっせんを行うことを適当とすべき、農用地等の所有者から農用地等の売渡しの申し出に該当しておりますので、

まず、あっせんの実施についてご審査をお願いするものです。

続きまして、あっせんの実施の承認と、同基準第9条の規定により相手方となるべき者の候補者を議案に記載のとおり選定してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

相手方候補者につきましては、地域計画に定められた担い手の中から、申出のあった土地の周辺で耕作する認定農業者等を選定しております。

また、あっせんの順位につきましては、同基準第5条第1項第1号の規定により、農地の集団化・経営の効率化などの5つの要件を総合的に判断し決めており、今回の議案の1番につきましては、順位1番から4番まで、2番につきましては順位1番から2番まで、長沼にお住まいの方を候補者として選定いたしました。

次に、あっせんを実施する場合は、同基準第11条の規定により農業委員及び農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員2名を指名し、あっせんを行うこととなりますので、議案に記載のとおり、「諏訪 和恵 委員」と「日暮 好文 推進委員」を指名してよろしいか、ご審議いただくものでございます。

なお、あっせんが成立し、農地法の手続きにより所有権移転した場合は、譲渡所得から800万円を控除できる特別控除を受けられるメリットがございます。

以上で「議案第5号 あっせんの実施について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第5号、あっせんの実施につきましては、審査の中で委員より、「2番の案件で相手方候補者が2名と数が少ないが、なぜ少ないのか。」との質問があり、事務局からは「あっせん基準により候補者を選定しておりますが、近隣で基準要件を満たす農家がないことから、2名としております。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、「あっせんの実施及び相手方候補者の選定について」と「あっせん委員の指名について」に分けて採決いたします。

まず、あっせんの実施及び相手方候補者の選定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせんの実施及び相手方候補者の選定については可決されました。

○議長 次にあっせんの委員の指名について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせん委員の指名については可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは、議案第6号、特定農地貸付けの承認について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集33ページをお開き願います。

「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」でございます。

特定農地貸付法は、農地法の特例措置として制定され、市民農園などの趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、一定の要件を満し、農業委員会から承認されたものは、農地法第3条の許可を受けることなく貸付けができるものです。

今回の案件は、富里市にお住まいの申請者が、自己所有する上福田の畑1筆、555㎡において、市民農園を開設したいというもので、農業委員会の承認を得たいとするものです。

総会資料27ページに案内図がございます。

特定農地貸付法の要件としまして、第一に「対象農地が周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の見地から、適切な位置にあり、妥当な規模を超えていないこと」については、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断することがなく、利用者の数等を勘案して妥当な規模であると思われま

す。第二に、「募集及び選考方法が公平かつ適切なものであること」については、公募により行われるとのことであり、問題ないと思われま

す。第三に、「貸付規程に記載された条件等が有効かつ適切なものであること」については、貸付面積は1区画30㎡、12区画、貸付期間は1年間、農作物の栽培が営利目的ではないとのことであり、問題ないと思われま

す。最後に、「賃借権などの権利を有する農地ではないこと」についても、権利を有している農地ではないことを確認しており、問題ないと思われま

す。以上で「議案第6号特定農地貸付けの承認について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第6号、特定農地貸付けの承認につきましては、審査の中で委員より「市民農園として開設するとのことであるが、利用者のための駐車場、農具を保管するための付帯施設はあるのか。」との質問があり、また別の委員より、「市民農園の開設の手続きは市のどの部署で行うのか。」との質問があり、事務局からは「駐車場としてのスペースは敷地内に確保されていますが、農具を保管する施設や水利施設などはなく、借りる方が自分で用意していただくようになります。市民農園の開設の手続きにつきましては、農政課が窓口となります。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、特定農地貸付けの承認について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。
(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集34ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集35ページでございます。

「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。10件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集40ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。5件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集42ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集43ページをお開き願います。「④転用事実確認証明」でございます。

4条で1件、5条で2件、合計3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集44ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。

9件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集47ページをご覧ください。「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。全体で2件の届出がございました。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が1件ございました。

この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、他法令に基づく許認可等を要しないこと、盛土厚が1m未満で、事業期間が3か月を超えないなどの要件がございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集49ページをお開き願います。

②農地法施行規則第29条第1号の規定による届出で、2a 未満の農業用施設用地への転用が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。
(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集50ページをご覧ください。

報告第4号「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より1件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号農地等の現況に関する照会について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。
(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第31回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時00分)